

# 広島市の 屋外広告物制度



## 知っていますか？ 屋外広告物のルール

看板、はり紙、広告塔などの屋外広告物は、私たちにお店や会社の場所を案内したり、商品やサービスの情報を提供するとともに、街に活気をもたらし、にぎわいを演出してくれます。

しかし、屋外広告物が自由勝手に掲出され、無秩序に氾濫すると、街並みや自然の美観を損なうばかりでなく、管理がおろそかになると、倒壊や落下などにより歩行者など第三者に危害を及ぼすおそれもあります。

そこで広島市では、屋外広告物法に基づき広島市屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止のため、屋外広告物について必要なルールを定めています。

広島市が育ててきた街並みや豊かな自然の景観を守り育て、安全で美しいまちにしていくために、市民・事業者の皆さんの屋外広告物制度に対するご理解とご協力をお願いします。



# 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たすものをいいます。

営利を目的とする商業広告に限らず、非営利的なものであっても、その表示内容や目的に関係なく、これらの要件を満たす場合は屋外広告物になります。

## ア 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

夜間や特定の季節のみ表示されるものや電光掲示版のように表示内容が変化するものも該当します。

なお、街頭で配られるビラやチラシは定着性がないため、該当しません。

## イ 屋外で表示されるもの

建物などの外側にあるものをいい、屋内で表示されるもの、例えばビルやタクシーの窓の内側から外側に向けて表示されるものなどは該当しません。

## ウ 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの

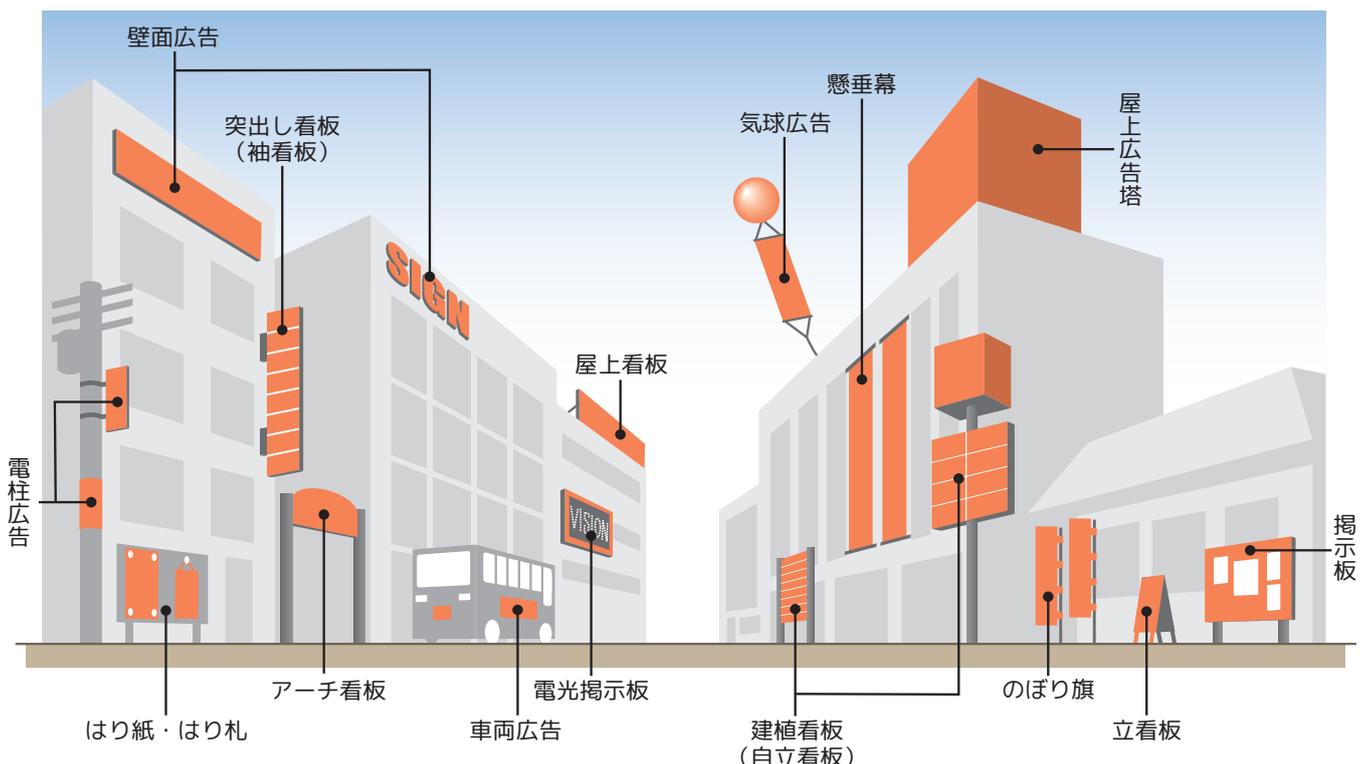
駅の改札口の内側に向けて表示するものや、商業施設などで敷地外から判別できず、来店者に対して表示されていることが明らかなものは該当しません。

## エ 看板、立看板、はり紙、はり札及び広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出・表示されたもの並びにこれらに類するもの

これら典型的な屋外広告物だけでなく、のぼり旗やネオンサイン、建物などの壁面に貼り付けたものや直塗りしたもの、投影したものなども該当します。



# 屋外広告物には様々な種類があります



街中の様々な屋外広告物



# 屋外広告物の掲出には原則、許可が必要です

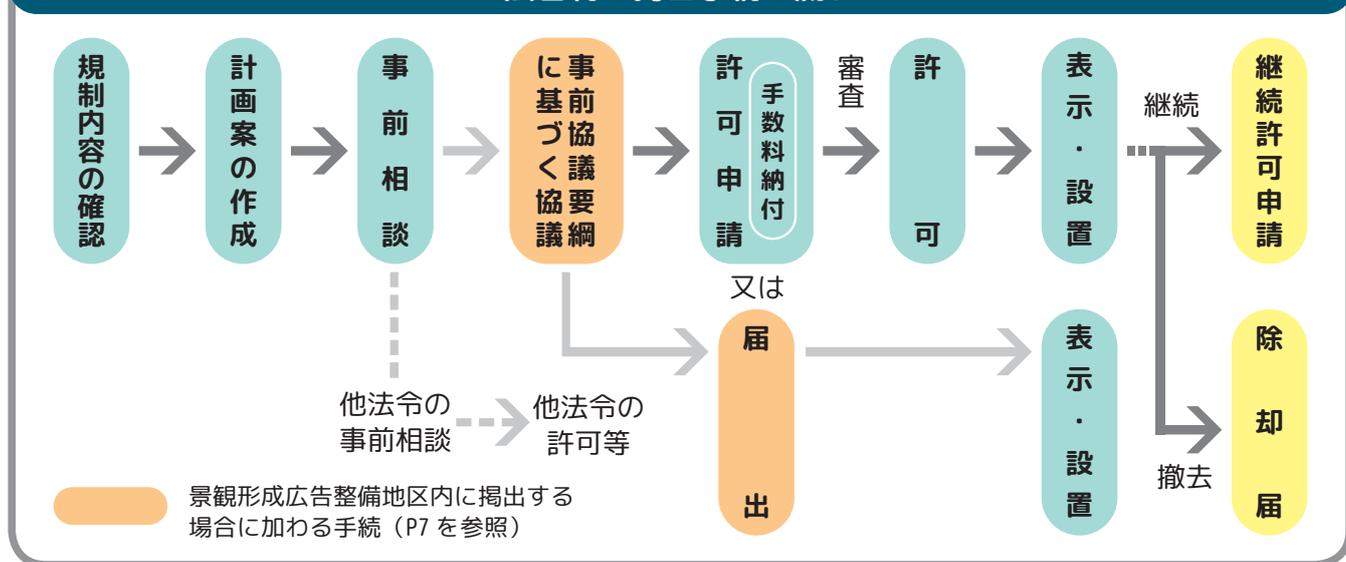
広島市内で屋外広告物（「広告物」といいます。）を掲出しようとする場合は、あらかじめ広島市屋外広告物条例（「条例」といいます。）に基づく許可が必要です。（次の項目の「許可が不要な広告物」を除きます。）

許可の期間は1年以内となっており、引き続き掲出する場合は継続許可の手続を行う必要があります。

また、許可を受けた広告物を変更・改造する場合は変更許可が必要です。（修繕、補強、塗替えなどの軽微な変更・改造を除きます。）許可を受けた広告物を除却したり、設置者・管理者の住所・氏名を変更した場合には届出が必要です。

許可申請の留意点、申請手数料、申請書・届出書の様式や添付図書など手続の詳細については、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物の手引き」をご覧ください。

## 広告物の掲出手続の流れ



# 許可が要らない広告物もあります

広告物の中には、日常生活を営む上で最低限必要なものもあります。

以下の広告物は許可を受けずに掲出することができます。

### ○ 自家用広告物

自己の事業所などの名称や事業内容などを表示する広告物で、事業所などに表示する全ての広告物の表示面積の合計が10㎡以下（禁止地域（P3を参照）では7㎡以下）である場合には許可は不要です。

ただし、表示面積の合計が10㎡を超える場合は、その事業所などに掲出する全ての広告物について許可が必要になります。

### ○ 一時的・仮設的な広告物

冠婚葬祭や祭礼、講演会や展覧会などのイベントのために掲出する広告物で、掲出期間が2週間以内のものは許可は不要です。

このほかにも、法令の規定により掲出する広告物や行政機関が公共的目的で掲出する広告物など、許可が不要なものがあります。許可が不要な広告物の詳細については、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物の手引き」をご覧ください。



# 掲出できない広告物や物件、場所があります

街並みの秩序や美しさを守るため、また道路交通上の支障や安全が損なわれるおそれがあるため、禁止広告物（掲出が禁止される広告物）、禁止物件（広告物を掲出できない物件）、禁止地域（広告物を掲出できない地域や場所）があります。

ただし、法令の規定により掲出する広告物や行政機関が公共的目的で掲出する広告物など、例外的にその適用が除外されるものもあります。適用が除外される広告物の詳細については、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物の手引き」をご覧ください。

## ア 禁止広告物（掲出が禁止される広告物）

- ・ 著しく汚染・退色し、又は塗料などがはく離したもの
- ・ 著しく破損・老朽したもの
- ・ 倒壊・落下のおそれがあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの など

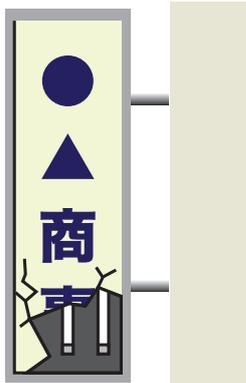
広島市では、独立式の置き看板（スタンド看板）は、禁止広告物（道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの）として扱っています。  
また、立看板やのぼり旗は道路（車道・歩道）上に設置してはいけません。

## イ 禁止物件（広告物を掲出できない物件）

- ・ 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹、公共物である石垣や擁壁
- ・ 信号機、警報機、道路標識、ガードレールその他の道路付属物
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器
- ・ 電柱や街灯柱（はり紙、はり札、のぼり旗、立看板の掲出を禁止） など

## ウ 禁止地域（広告物を掲出できない地域や場所）

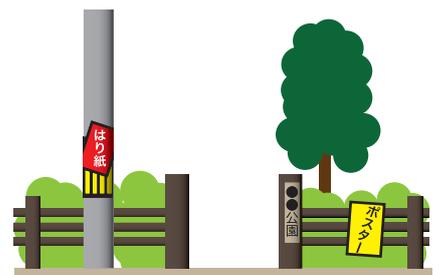
- ・ 国宝、重要文化財である建造物などの周囲50m以内の地域、史跡・名勝の地域
- ・ 高速自動車国道、自動車専用道路、平和大通りなど市が指定する道路の区間の用地
- ・ 家屋連たん区域外で高速自動車国道から展望でき、路肩から両側500m未満の区域
- ・ 都市公園
- ・ 官公庁、学校、公会堂、公民館、公衆便所その他の公共施設の建造物や敷地 など



表示面が割れた突出し看板



道路上の立看板やのぼり旗



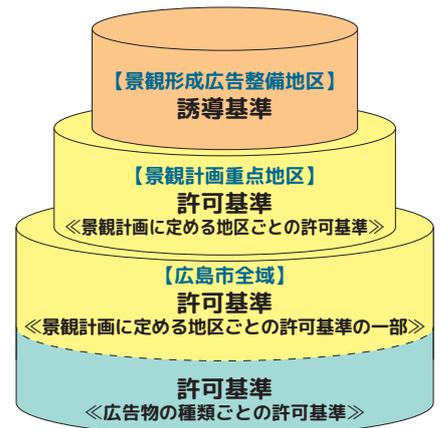
電柱や公園の柵のはり紙・はり札



# 広告物の掲出には基準があります

条例に基づく許可を受けるには、「広告物の種類ごとの許可基準」と「景観計画に定める地区ごとの許可基準（景観計画に基づく許可基準）」（P5を参照）に適合したものでなければなりません。

また、景観形成広告整備地区に掲出する広告物については、これらに加えて、「誘導基準」に適合するよう努めなければなりません。（P7を参照）



## 🔍 広告物の種類ごとの許可基準

建植看板（自立看板）、屋上看板、突出し看板や、はり紙、はり札などの広告物の種類ごとに大きさや高さなどの許可基準を定めています。

ここではその主なものを説明します。広告物の種類ごとの許可基準の詳細については、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物の手引き」をご覧ください。

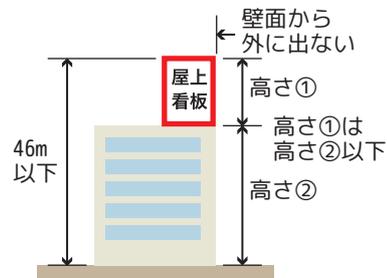
### 建植看板（地上に設置する広告塔・平看板）

表示面積が20㎡以下、高さは地表から15m以下  
※ 家屋連たん区域内に掲出するものの許可基準



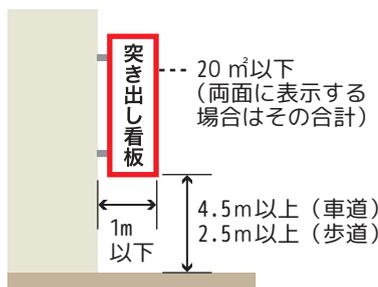
### 屋上看板（建物の屋上に設置する広告塔・平看板）

ア 建物の壁面から外側にはみ出さないこと  
イ 広告物自体の高さが建物の高さ以下、かつ、地表から広告物の上端までの高さが原則46m以下（広告物の設置高さの制限（P6を参照）がかかる場合は当該制限で定める高さ以下）



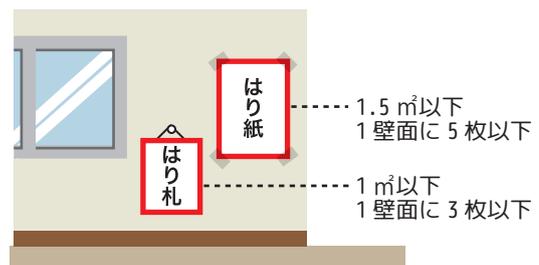
### 突出し看板

ア 表示面積が20㎡以下  
イ 広告物の下端の高さが車道上は4.5m以上、歩道上は2.5m以上  
ウ 道路上への突出し幅が1m以下



### はり紙、はり札

ア 表示面積が1枚につき、はり紙は1.5㎡以下、はり札は1㎡以下  
イ 枚数は1壁面につき、はり紙は5枚以下、はり札は3枚以下



このほかに、アーチ看板、立看板、電柱等への添加・巻付け看板、車両広告（電車、バス、タクシー、他の車両）、気球広告などの許可基準があります。

## 🔍 景観計画に定める地区ごとの許可基準（景観計画に基づく許可基準）

広告物の種類ごとの許可基準に加えて、広島市景観計画※で定めた景観計画重点地区（13地区）や一般区域の区分ごとに、周辺の街並みとの調和や景観への配慮の観点などから設けた許可基準があります。

ここでは、この許可基準の概要を説明します。これらの許可基準の具体的な内容や取扱いなどの詳細については、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物新基準の概要」及び「屋外広告物新基準の解説」をご覧ください。

※ 「広島市景観計画」は広島市の景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示したもので、建築物や工作物の形態意匠の基準や屋外広告物に関する基本方針などを定めています。この景観計画において、市域を13の景観計画重点地区とそれ以外の区域（一般区域）に区分し、各地区・区域の特性に応じた景観づくりを進めることにしています。

広告物を掲出する場所がこの景観計画に定める景観計画重点地区・一般区域のどこに属するかは、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」で確認できます。

### 【景観計画重点地区等の名称及び位置図】

- 平和（平和都市広島を象徴する景観づくり）
- 水と緑（水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり）
- 歴史・文化（歴史や文化の香り漂う景観づくり）
- にぎわい・おもてなし（にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり）

- ①-1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区）
- ①-2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）
- ② 平和大通り沿道地区
- ③ 縮景園周辺地区
- ④ リバーフロント・シーフロント地区
- ⑤ 不動院周辺地区
- ⑥ 広島東照宮・國前寺周辺地区
- ⑦ 広島城・中央公園地区
- ⑧ 西風新都地区
- ⑨-1 広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面するエリア）
- ⑨-2 広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア）
- ⑩ 広島駅南口地区
- ⑪ 広島市民球場周辺地区
- ⑫ 都心幹線道路沿道地区
- ⑬ 宇品みなと地区
- ⑭ 一般区域（①～⑬の景観計画重点地区以外の市域）

     景観形成広告整備地区（P7を参照）

※ 以下の表の該当地区の丸囲み数字は上図の景観計画重点地区等の番号を示しています。

## 壁面利用広告物の総量規制

建築物や塀などの工作物の1壁面に掲出できる壁面利用広告物の総量（表示面積の合計）について、壁面の面積に対して掲出できる割合（上限値）を地区ごとに設け、広告物の過度な表示を抑制します。



許可基準及び該当地区	壁面の面積（7 m以下）の1/5以下かつ20 m <sup>2</sup> 以下	⑤
	壁面の面積（10 m以下）の1/5以下かつ30 m <sup>2</sup> 以下	①-1、②、③、⑥、⑦、⑨-1
	壁面の面積（20 m以下）の1/3以下 ※ 一定規模を超える壁面は別に規制値を設定	①-2、④、⑧、⑨-2、⑩、⑪、⑫、⑬
	壁面の面積（壁面全体）の1/3以下	⑭

## 広告物の地色の色彩の規制

景観計画重点地区では、広告物の地色の色彩について、マンセル値による彩度の基準を地区ごとに設け、げばけほしい広告物を抑制します。

※ 「地色」とは広告物の表示面積の3分の1以上の部分で使用する色をいいます。



許可基準及び該当地区	地色の彩度が暖色系（ORから5Yまでの色相）8以下、暖色系以外（その他の色相）6以下	①-1、②、③、⑤、⑥、⑦、⑨-1
	地色の彩度が10以下	①-2、④、⑧、⑨-2、⑩、⑪、⑫、⑬
	規制なし	⑭

※ 地区ごとに定める一定規模以下の広告物や車両広告は対象外

## 広告物の設置高さの制限・屋上広告物の設置の制限

景観計画重点地区では、広告物（屋上広告物を含む。）を掲出できる高さの制限を地区ごとに設け、高層部への広告物の表示を制限し、遠景やスカイラインに配慮した広告物を誘導します。



許可基準及び該当地区	設置高さが7 m以下	⑤
	設置高さが10 m以下	①-1、②、③、⑥、⑦、⑨-1
	設置高さが20 m以下	①-2、④、⑧、⑨-2、⑩、⑪、⑫、⑬
	規制なし	⑭

※ ビル名称などで地区ごとに定める要件（緩和基準）を満たす壁面に掲出する広告物は、例外的に設置高さの制限を超える高さに掲出が可能

## 自家用広告物等への限定（第三者広告の禁止）

景観計画重点地区のうち、景観上特に重要な地区に掲出できる広告物については、必要最小限のものとして、自己の名称、店名、商標、ビル名称等を表示する自家用広告物や管理用広告物に限定します。



許可基準及び該当地区	自家用広告物・管理用広告物に限定	①-1、②、③、⑤、⑥、⑦、⑨-1
	規制なし	①-2、④、⑧、⑨-2、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭

※ 表示面積が1㎡以下の広告物や車両広告は対象外



# 景観形成広告整備地区で広告物を掲出する場合は届出の義務などがあります

## 届出制度

広島市では、景観計画に定める景観計画重点地区のうち、屋外広告物について特に良好な景観形成を図る必要がある地区を「景観形成広告整備地区」（「広告整備地区」といいます。）に指定しています。

広告整備地区内で広告物を掲出する場合は、許可の申請を行うものや小規模なもの（表示面積が2㎡以下）などを除き、届出が義務付けられています。

## 景観形成広告整備地区

- 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
- 縮景園周辺地区
- 平和大通り沿道地区
- リバーフロント・シーフロント地区

※ 各地区のエリアについては、P5の「景観計画重点地区等の名称及び位置図」を参照してください。

## 事前協議制度

広告整備地区内で広告物を掲出する場合は、許可の申請や届出に先立ち、事前協議要綱に基づく景観協議を行っていただく必要があります。



## 誘導基準

広告整備地区における広告物の掲出に関する基準として「広告物景観形成指針」を定めており、条例により掲出者に適合努力義務が課されています。

この指針の内容には、許可の要件である「許可基準」に加えて、景観上特に重要で広島市を特徴づけるような場所（原爆ドーム及び平和記念公園、平和大通り、リバーフロント・シーフロントなど）からの見え方に配慮するとともに、街並みや建物との調和を図り、表示内容・掲出数は必要最小限とするなど、景観に配慮したより良い広告物にしていただくための「誘導基準」を盛り込んでいます。

広告整備地区や届出制度の概要、地区ごとの基準の内容などについては、広島市ホームページに掲載している「屋外広告物新基準の概要」及び「屋外広告物新基準の解説」をご覧ください。



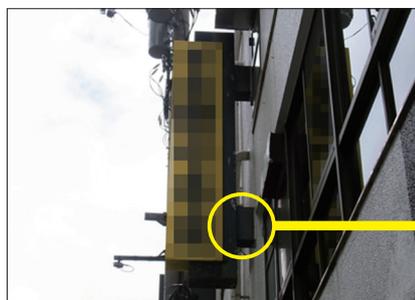
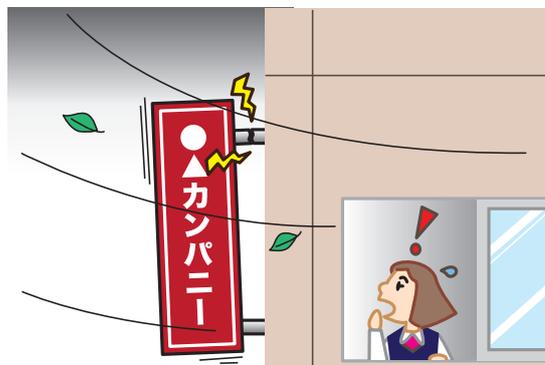
# 広告物は安全に管理してください

## 安全管理の必要性

広告物は雨風にさらされ、時間の経過とともに老朽化していきます。

外見からはすぐにわからなくても、ひび割れや腐食、ボルトの緩みなど危険な状態になっていることもあります。

危険な看板を放置して倒壊や落下などの事故が起きた場合、歩行者など第三者を危険にさらし取り返しのつかない状況を招くおそれがあるばかりか、多額の賠償責任を負い、会社やお店の信用を一瞬で失うことにもなりかねません。



突出し看板の支柱のカバーを外し、内部を見てみると・・・



サビによる腐食で劣化が進み、危険な状態になっている  
※この看板は所有者が自主的に撤去しました。

## 管理者の設置

広告物の設置者や管理者は、広告物を常に良好な状態に保つために、補修その他の必要な管理を行わなければなりません。

広島市では、規模の大きな広告物（広告塔・広告板でそれ自体の高さが4 m超又は表示面積が10㎡超のものなど）については、屋外広告士や建築士などの資格を有する管理者の設置を義務付けています。

## 安全点検の実施

広告物の設置者や管理者は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、広告物の適正な維持管理に努めなければなりません。

安全点検は専門業者に依頼して、必要に応じ広告物の内部を調査するなど、広告物の状態に見合った方法で行い、点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに改修や撤去など安全性を確保する処置を行ってください。

広島市では、管理者の設置が義務付けられた広告物で設置後5年が経過したものについては、継続許可の申請時に、管理者が作成した安全点検報告書の提出を義務付けています。（以後3年に1回提出）





屋外広告業の登録制度 [条例第23条、第25条、第28条の2ほか]

## 屋外広告業を営むには登録が必要です

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の工事を請け負う営業のことをいいます。

広島市内で、屋外広告業を営もうとする場合は、市の登録を受けなければなりません。(登録の有効期間は5年)  
屋外広告業の登録には、営業所ごとに所定の資格を有する業務主任者を置くことが義務付けられています。  
登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合には、条例で罰則が定められています。

### 業務主任者の資格

- ア 屋外広告士
- イ 広島市の屋外広告物講習会の修了者
- ウ 広島市以外の自治体で平成18年6月30日以前に開催された屋外広告物講習会の修了者(講習内容、講習時間は問いません。)
- エ 広島市以外の自治体で平成18年7月1日以降に開催された屋外広告物講習会で、講習時間の合計が10時間以上(うち、法令に関する講習時間が3時間以上)の講習会の修了者 など



違反広告物に対する措置 [条例第15条、第17条、第22条、第29条、第30条、屋外広告物法第7条第4項ほか]

## 条例に違反したときは

許可が必要なのに許可を受けずに広告物を掲出したり、広告物を掲出できない物件や場所に掲出したり、広告物の劣化に対して良好な維持管理をしていない場合などには、市は除却などの必要な措置を命じることができます。

条例に違反して掲出されているはり紙、はり札、のぼり旗や立看板については、市や市が委任した除却推進員などが通告なく除却することがあります。

また、違反に対する罰則として、許可を受けずに広告物を掲出した者などに対する罰金や、違反常習の悪質な広告主の氏名公表制度が条例で定められています。





# 広告物の掲出に当たり他法令の手続が必要な場合があります

広告物の掲出に当たっては、屋外広告物条例による許可以外に、他の法令に基づく確認、許可などが必要な場合があります。

## ア 建築確認

高さが4 mを超える広告板、広告塔などを設置する場合は、建築基準法に定める建築確認が必要です。(申請先：各区役所建築課又は指定確認検査機関)

## イ 地区計画に係る届出

都市計画法に定める地区計画の区域(屋外広告物に関する制限が定められた地区)において広告物を掲出する場合は、届出を行う必要があります。(届出先：各区役所建築課)

## ウ 道路占用許可

突出し看板などを道路上に設置する場合は、道路法に定める道路占用許可を受ける必要があります。(申請先：直轄国道 広島国道事務所、広島市管理道 各区役所維持管理課)

## エ 道路使用許可

広告物の設置工事に当たり、クレーン作業などで道路を使用する場合は、道路交通法に定める道路使用許可が必要です。(申請先：所轄の警察署)



# 申請及び問い合わせ先

このパンフレットは、屋外広告物のルールを広告物の掲出に携わる方だけでなく、広く市民の方々に理解していただくために、屋外広告物条例などによる規制の内容をごく簡単にまとめたもので、規制の内容の全てを掲載したものではありません。

広告物の掲出を計画するに当たっては、以下の問い合わせ窓口にご相談、お問い合わせください。

## 許可申請等の提出先

手続の種類	提出先
許可申請	各区役所維持管理課
景観形成広告整備地区に係る届出	都市整備局 都市計画課 都市デザイン係
事前協議要綱に基づく協議	

## 問い合わせ先

担当課	住所	電話番号
都市整備局 都市計画課 都市デザイン係	中区国泰寺町1-6-34	082-504-2277
中区役所 維持管理課	中区国泰寺町1-4-21	082-504-2576
東区役所 維持管理課	東区東蟹屋町9-38	082-568-7739
南区役所 維持管理課	南区皆実町1-5-44	082-250-8956
西区役所 維持管理課	西区福島町2-2-1	082-532-0946
安佐南区役所 維持管理課	安佐南区古市1-33-14	082-831-4948
安佐北区役所 維持管理課	安佐北区可部4-13-13	082-819-3925
安芸区役所 維持管理課	安芸区船越南3-4-36	082-821-4921
佐伯区役所 維持管理課	佐伯区海老園2-5-28	082-943-9752



# 屋外広告物を掲出する方へのお願い

- ✔ 広告物の掲出を計画するときは、周辺の街並みや近隣環境に与える影響を考え、景観や安全などに配慮した設置場所やデザイン（大きさ、形態、色彩、素材など）のものにしてください。
- ✔ 広告物の掲出に当たっては、屋外広告物条例に基づき許可の申請を行い、掲出できる場所や広告物の大きさ、高さなどの基準を守ってください。
- ✔ 広島市では、車道や歩道上に置き看板（スタンド看板）や立看板、のぼり旗を設置することは禁止されています。広告物の掲出に当たっては、歩行者や自転車などの通行上の安全に配慮してください。
- ✔ 日ごろから広告物の状態に注意して点検やメンテナンスを行い、安全性に問題のある広告物を放置しないでください。危険な広告物や不要になった広告物は、速やかに除却してください。
- ✔ 広告物を製作して取り付ける工事を依頼する際は、広島市の登録を受けた屋外広告業者に依頼してください。



知っていますか？ 屋外広告物のルール

## 広島市の屋外広告物制度

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎082-504-2277  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
登録番号 広K2-2015-474

広島市の屋外広告物制度について知りたいときは？

